

令和8年度 朝の読書推進図書セット貸出 実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

本事業は、児童・生徒の読書活動推進を目的とし、県内の各小・中・特別支援学校で行われる「朝の読書」を支援するため、図書セットの貸出を行う。

2 セットの内訳、募集校数、冊数及び期間等

種別	校数	セット内訳	貸出冊数	期間
小学校用	20校	低学年向け図書 40冊×2箱 中学年向け図書 40冊×2箱 高学年向け図書 40冊×2箱	前期 240冊 後期 240冊 (半期で図書交換)	令和8年2月 ～ 令和9年2月
中学校用	2校	いずれかを選択 (A) 中学生向け図書 40冊×6箱 (B) 中学生向け図書 40冊×4箱	年間計 480冊 *Bの場合 320冊	*貸出・返却日は 県立図書館が指定する
特別支援学校用	1校	内容・冊数は相談により決定する。(半期で図書交換)		

3 申込方法

- (1) 貸出を希望する学校は、「申込書」(別紙様式1)に必要事項を入力し、下記担当あてにメールで提出する。
- (2) 申込上の注意
 - ①申込書を入力するメールアドレスは、所属代表アドレス(次年度も使用予定のもの、かつ担当者以外でも確認可能なもの)とし、必ずそのメールアドレスをご使用ください。
 - ②申込の件名は「**朝読申込(学校名)**」としてください。【例】朝読申込(〇〇町立□□小)
 - ③申込書を受理したら「受信確認メール」を返信します。申込書を送信後、数日経過しても返信のない場合は電話でご連絡ください。
 - ④申込期限 **令和7年11月20日(木) 午前9時**

4 貸出決定について

「朝の読書推進図書セット貸出申込書」により貸出の可否を審査し、令和8年1月21日(水)までに通知する。なお、申込多数の場合、優先順位は下記の通りとする。

- ①朝の読書活動に関心のある学校
- ②公共図書館未設置町村の学校
- ③遠隔地にあり、児童生徒の利用が困難な学校
- ④当事業を利用したことのない学校

5 貸出図書の扱いについて

- (1) 貸出・返却における図書の運搬は、原則各学校が行う。ただし、遠隔地のため学校による運搬が容易でない場合は、学校から相談があれば当館による配送を検討する。

(2) 図書の亡失・汚破損等について

亡失または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用する。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童・生徒による場合は、賠償を免除することができる（申請書を提出する）。

6 その他

- ・申込み等に係る書類については、県立図書館のホームページ（下記）からダウンロードすることもできる。

<https://www.library.pref.gunma.jp/> / 学校・県内図書館のページ / 学校への貸出

→朝の読書推進図書セット

7 申込み・問合せ先

群馬県立図書館 企画・地域協力係 朝読セット担当

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町 1-9-1

E-mail : katsura-m@pref.gunma.lg.jp

Tel : 027-231-3336